

食安輸発0530第3号
平成25年5月30日

各検疫所長 殿

医薬食品局食品安全部監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公印省略)

食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令の実施について
(インドネシア産生鮮コーヒー豆のカルバリル及びメキシコ産グァバのシペルメトリン)

標記については、平成25年3月29日付け食安輸発0329第1号（最終改正：平成25年5月30日付け食安輸発0530第1号）により通知したところです。

今般、輸入時検査実績を確認した結果、標記の食品及び検査項目については、食品衛生法第23条に基づく輸入食品監視指導計画の検査命令の解除要件を満たすことから、上記通知の別表1を下記のとおり改正するので、御了知の上、関係営業者への周知方よろしく願います。

記

1. インドネシアの項中、

製品検査の対象食品等	条件	検査の項目	試験品採取の方法	検査の方法	検査を受けることを命ずる具体的理由
生鮮コーヒー豆		カルバリル	別表2の3によること。 ただし、コンテナによるバルク形態で輸入される食品については、ロットを代表する任意の1コンテナ内の上部、中部、下部の計15か所から計10kg以上を採取したものを縮分して1kg、1検体とすること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値（0.01ppm）を超えるカルバリルが検出されるおそれがあるため。

を削除する。

2. メキシコの項中、

製品検査の対象食品等	条件	検査の項目	試験品採取の方法	検査の方法	検査を受けることを命ずる具体的理由
グァバ及びその加工品（簡易な加工に限る。）		シペルメトリン	別表2の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値（0.03 ppm）を超えるシペルメトリンが検出されるおそれがあるため。

を削除する。